

株式取扱規程

株式会社 野村総合研究所

株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続ならびにこれらの手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに証券会社および信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款の定めにもとづきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 この規程による株式に関する事務は、別段の定めがない限り、当会社の株主名簿管理人において取り扱うものとする。

2. 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

(1) 株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(2) 同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(主管部)

第3条 この規程の主管部は、経営企画部とする。

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第4条 株主名簿への記録および株主名簿記載事項の変更は、法令の定めるところにより、総株主通知等機構からの通知によりおこなうものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更をおこなうものとする。

3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

4. 当会社は、現在の株式保有者に対して通知をするために必要がある場合、当社株式に対する公開買付開始公告がなされ当会社が直近の株主に対する文書の発

送をおこなうべきと判断した場合、現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると当社が判断した場合その他正当な理由がある場合には、機構に対して社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第151条第8項の請求をすることができる。

(新株予約権原簿への記載または記録)

第5条 新株予約権原簿への記載または記録を請求するときは、当社に対して所定の請求書を提出しなければならない。

2. 新株予約権の質入または信託財産表示についても前項と同様とする。
3. 前2項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別段の定めをすることができる。
4. 新株予約権原簿に記載または記録する文字・記号は、新株予約権原簿の管理システムの変更その他必要がある場合には、機構が指定する文字・記号によることができるものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第6条 株主および登録株式質権者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主等は、第4条第2項に規定する場合には、その氏名または名称および住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。
3. 前2項の届出事項につき変更があった場合には、株主等は、変更後の届出事項を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

(法人の代表者)

第7条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

2. 第6条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(共有株主の代表者)

第8条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

2. 第6条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(法定代理人)

- 第9条 株主等の親権者または後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。
2. 第6条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

- 第10条 外国に居住する株主等またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。ただし、証券会社等または機構を通じて届け出ることができない場合には、株主名簿管理人に届け出るものとする。
2. 第6条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(機構経由の確認方法)

- 第11条 前5条の届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合は、株主等、法定代理人その他届出をおこなう権限を有する者本人からの届出とみなす。

(新株予約権者の届出事項等)

- 第12条 当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については、第6条から前条までを準用する。ただし、第5条第3項による別段の定めがない限り、届出先は当社とする。

第3章 株主確認

(株主確認)

- 第13条 株主等が請求その他株主権行使または届出（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人がおこなったことを証するもの（本人の請求等に保佐人または補助人の同意を要する場合は、同意または同意に代わる許可を証する書面を含む。以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当社において請求等をおこなう権限を有する本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
2. 当社に対する株主等からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、請求等をおこなう権限を有する株主等本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しないものとするができる。

3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主等が署名または記名押印した委任状（当社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めるときは、委任状および印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料）を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項および第2項を準用する。
5. 当社は、請求等をおこなう者について第1項、第3項および第4項の規定による確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。
6. 当社は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要な場合、所在不明株主の株式売却のために必要な場合、特定の者が株主として請求等しようとする旨認知した場合その他正当な理由がある場合には、機構または証券会社等に対して、振替法第277条に規定する請求をすることができる。

第4章 株主権行使の手続

(書面交付請求および異議申述)

第14条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により株主名簿管理人に対して行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第15条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、法令の定める期間内に、当社の定める方式による書面によりおこなうものとする。

(株主提案権)

第16条 前条に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、提出議案の以下の事項について400字を超えるときは、当社は、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

- (1) 提案の理由
- (2) 取締役および会計監査人の選任に関する事項

(単元未満株式の買取請求の方法)

第17条 単元未満株式の買取請求をするときは、証券会社等または機構を通じておこな

うものとする。

2. 前項の買取請求をした者（以下「買取請求者」という。）は、当該請求を撤回することができない。ただし、当社が承諾したときは、この限りでない。

（買取価格の決定）

第18条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

（買取代金の支払い）

第19条 当社は、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

（買取株式の移転）

第20条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社の振替口座に振り替えるものとする。

第5章 特別口座の特例

（特別口座の特例）

第21条 特別口座の開設を受けた株主等の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 手数料

（手数料）

第22条 当社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

2. 株主その他の者が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、各自の負担とする。

付 則

(実施日)

第1条 この規程は、2025年6月20日から実施する。

履 歴

(制定) 2009年 1月 5日

(改正) 2022年 9月 1日

2025年 6月 20日